

大井町犯罪被害者等支援条例（案）について

令和8年2月
大井町防災安全課

1 条例制定の趣旨

近年、全国の地方公共団体で、犯罪被害者等の支援に特化した条例の制定が進んでいます。これらの条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨に則り、犯罪被害者等の支援等に関し、基本理念を掲げ、町の責務及び町民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本事項を定めるものです。

こうした支援の施策を推進することで、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の軽減や回復を図るとともに、犯罪被害者等支援に係る町民等の理解を深め、社会全体で支える共生社会の形成を促進し、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として「大井町犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。

2 基本理念

犯罪被害者等基本法第3条に則り、次の4つを基本理念として掲げます。

- ・犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されること
- ・犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が再び安心して暮らすことができるよう適切に途切れることなく行われること
- ・二次被害及び再被害の防止に配慮すること
- ・犯罪被害者等支援を行うため、町、関係機関等、町民及び事業者が連携して支援する体制を築くこと

3 条例の概要

本町は、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し及び実施します。

【支援施策】

- ・経済的支援
- ・日常生活支援
- ・転居に要する費用の助成
- ・専門相談（法律相談・カウンセリング）の実施